(2021年7月1日改定) 第2条(ボイントサービス) 1. ボイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるボイントによって、「ボイント場的」に定める「京島プレミアボイントが開発しば下が整告」といいます。)で利用できるお見です。 第3条(クレジットボイントによって、「ボイント場的」に定める「京島プレミアボイントが、ドボイントの場合」といいます。)で利用できるお見です。 第3条(クレジットボイントは、)とら「苦嬢えることができる制度です。 第3条(クレジットボイントは、「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(お開などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金において当社所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有対になります。 第7条(ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に同じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有対になります。 第7条(ボイントの行う用にかいては、「ボイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの行う期間) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社所定のボイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の講教は切り捨てとなります。 第7条(ボイントの音効期間) ボイントの有効期間) ボイントの有効期間) ボイントの有効期間が、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与と目がです。2年間です。	「京志ノレミアハイノトープレクット云貝付利」	「「())」、「以止余り利旧刈炽衣(以止部刀小子)
第2条(ボイントサービス) 1. ボイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスとは、当会員が、本カードにより商品もして当社から付ちされるポイントによって、「ボイント規約」にきる京島プレミアボイントが盟店」(以下「加盟店」といいます。) と引き換えることができる制度です。 第3条(クレジットボイント) 1. クレジットボイント) 1. クレジットボイント) 1. クレジットボイント) 1. クレジットボイント 2. 選系、ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカート利用代金に適比で当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から行動になります。 2. 基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が定した付与基準額以下の無数は出り捨てとなります。 第8条(ボイントの有効期間) ボイントの有効期間) ボイントの有効期間)、「ボイント規約」第5条第4項の定めにより、ボイント	改正案	現行
1. ボイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるボイントによって、「ボイント規約」に定める「京急プレミアボイントが盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアボイントが盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアボイント等以下、ボイント労」といいます。)と引き換えることができる制度です。 第3条(クレジットボイントは、「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセソン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセソン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントの付与日) 1. クレジットボイントの付与日) 1. クレジットボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセソン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与表す。アネタ、ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の議覧は切り捨てとなります。 第8条(ボイントの有効期間) ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第5条第4項の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与	(2021年7月1日改定)	
レた際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるボイントによって、「ボイント規約」に定める「京急プレミアボイントが盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアボイントラードが開発していいます。)で利用できる京急プレミアボイントラードが開発していいます。)で利用できる京急プレミアボイントラードが開発していいます。)を受けることができる制度です。 第3条(クレジットボイントは「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセソン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1.クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金でありた。 第6条(ボイントの付与日) 1.クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金であります。 第6条(ボイントの付与日) 1.クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2.基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1.クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセリンが定のポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の構図とはいます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の構図とはいり捨てとなります。 第8条(ボイントの有効期間) ボイントの有効期間)、ボイント規約」第5条第4項の定めにより、ボイントを付与不分の有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与不分の有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与	第2条(ポイントサービス)	第2条(ポイントサービス)
□ うされるボイントによって、「ボイント規約」に定める「京急プレミアボイント 加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアボイント カリンドボイントの当時 (以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアボイント券 (以下「ボイント券」といいます。)を引き換えることができる制度です。 第3条 (クレジットボイントは、「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は経験などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条 (ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与されます。 第6条 (ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社所定の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社所定のボイントが与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の運動以下の運動は切り捨てとなります。 第8条 (ボイントの有効期間) 第7条の定めにより、ボイントを付与本イントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与	1. ポイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入	1. ポイントサービスとは、当会員が本カードにより商品・権利の購入、サービ
加盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアポイント券(以下「ポイント券」といいます。)と引き換えることができる制度です。 第3条(クレジットポイント) 1. クレジットポイントは「ポイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(お祝などを含めた金額)に応じて当村内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の講覧は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ボイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与 素集額以下の有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付	スの提供を受ける際、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによっ
第3条 (クレジットボイント) 1. クレジットボイントは「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条 (ポイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条 (ポイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントについては、「ボイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のボイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条 (ボイントの有効期間) ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与	与されるポイントによって、「ポイント規約」に定める「京急プレミアポイント	て当会員が当社所定の当社グループ各社で利用できるお買い物券(以下「ポイン
第3条 (クレジットボイント) 1. クレジットボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は開応、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は開応、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は開応、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金がある。 第6条 (ボイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条 (ボイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適日されるものとします。 第7条 (ボイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセンシ所定のポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第7条 (ボイントの有効期間) 第7条 (ボイントの有効期間) 第8条 (ボイントの有効期間) 第8条 (ボイントの有効期間) 第8条 (ボイントの有効期間) 第8条 (ボイントの有効期間)	加盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアポイント券(以	ト券」といいます。)を受けることができる制度です。
1. クレジットボイントは「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金できるめた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセレます。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与	下「ポイント券」といいます。)と引き換えることができる制度です。	
1. クレジットボイントは「ボイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金できるめた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ボイントの付与日) 1. クレジットボイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ボイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセレます。 第7条(ボイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) 第8条(ボイントの有効期間) ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与ボイントの有効期間は、「ボイント規約」第7条の定めにより、ボイントを付与		
は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金 (諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) 第7条の定めにより、ポイントを付与	第3条(クレジットポイント)	第3条(クレジットポイント)
(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 (諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。 第6条(ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。	1. クレジットポイントは「ポイント規約」第4条および第5条に定める方法と	1. クレジットポイントは「ポイント規約」第3条および第4条に定める方法と
す。 第6条(ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント	は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金	は別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金
第6条 (ポイントの付与日) 1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ボイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条 (ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のボイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のボイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条 (ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント 第8条 (ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されま	(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されま
1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントについては、「ポイント規約」第7条の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与 第8条(ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与	す。	す。
め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与	第6条(ポイントの付与日)	第6条(ポイントの付与日)
与日から有効になります。 2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適性であるものとします。 第7条(ポイントの計算)	1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締	1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締
2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付	め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付
用されるものとします。 第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセ ゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与 基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント	与日から有効になります。	与日から有効になります。
第7条(ポイントの計算) 1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセソン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の基準額以下の端数は切り捨てとなります。 端数は切り捨てとなります。 端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント	2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適	2. 基本ポイントについては、「ポイント規約」第7条の内容が適用されるものと
1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセ ゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与 基準額以下の端数は切り捨てとなります。 第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント	用されるものとします。	します。
ゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与イント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の 端数は切り捨てとなります。第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント がポイントを付与第8条(ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	第7条(ポイントの計算)	第7条(ポイントの計算)
基準額以下の端数は切り捨てとなります。端数は切り捨てとなります。第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント がポイントを付与第8条(ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセ	1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社所定のポ
第8条(ポイントの有効期間) ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	ゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。 ただし、当社が指定した付与	イント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の
ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第 <mark>5条第4項</mark> の定めにより、ポイント ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与	基準額以下の端数は切り捨てとなります。	端数は切り捨てとなります。
	第8条(ポイントの有効期間)	第8条(ポイントの有効期間)
を付与した日から2年間です。 した日から2年間です。	ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイント	ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第7条の定めにより、ポイントを付与
	を付与した日から2年間です。	した日から2年間です。

第13条(会員資格の喪失)

2.「ポイント規約」第11条第2号定めに関しては、本カードには適用されないものとします。

第13条(会員資格の喪失)

2. 「ポイント規約」第11条第1項に定める「最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき」に関しては、本カードには適用されないものとします。

第15条(変更、改定、廃止など)

- 1. 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。
- (1) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページ(京急プレミアポイントweb)に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。

第15条(変更、改定、廃止など)

1. 本特約に記載された内容は予告なく変更・改定または廃止する場合があります。この場合、当社およびセゾンは、当社ホームページまたは加盟店の店頭への掲示その他当社およびセゾンが適切と考える方法により、会員に通知させていただき、その後にカード利用があった場合は本内容を承認したものとみなします。